

条例・諸外国における裾切りについて

1. 塗装施設及び塗装後の乾燥・焼付施設

条例・諸外国の制度	対象施設	裾切り要件
埼玉県	使用施設（塗装の用に供する施設（塗装、乾燥又は焼付けを行う施設をいう。））	炭化水素類等 1 日使用量（1 事業所合計）500kg 又は炭化水素類等に含まれる揮発性物質の 1 ヶ月使用量（1 事業所合計）5,000kg
千葉県	使用施設（製品塗装等炭化水素を使用する施設及び作業工程（乾燥に係る施設及び作業工程を含む。））	炭化水素発生の合計量（1 事業所合計）500kg/月（既設は 1000kg/月）
大阪府	物の製造に係る塗装の用に供する施設で、次に掲げるもの	
	イ 吹付塗装施設	排風機の能力 100m ³ /分
	ロ 乾燥・焼付施設	排風機の能力 10m ³ /分
米国	自動車、大型家電製品、金属コイル、飲料用缶、事務機器プラスチック部品の塗装	なし
	金属家具の表面塗装	年間塗料使用量 3.8kl
	ポリマーコーティング	年間溶剤使用量 95t
EU	自動車修理業	年間溶剤使用量 0.5t
	巻線の塗装、その他の塗装（金属、プラスチック、繊維、織物、フィルム及び紙の表面を含む）	年間溶剤使用量 5t
	皮革の塗装	年間溶剤使用量 10t
	木質の表面塗装、車輛の塗装	年間溶剤使用量 15t
	コイル塗装	年間溶剤使用量 25t

2. 化学製品製造における乾燥施設

条例・諸外国の制度	対象施設	裾切り要件
埼玉県	使用施設（乾燥施設）	炭化水素類等 1 日使用量（1 事業所合計）500kg 又は炭化水素類等に含まれる揮発性物質の 1 ヶ月使用量（1 事業所合計）5,000kg
千葉県	有機化学製品製造施設（ポリエチレン等製造施設）	年間総生産能力 5000t
	有機化学製品製造施設（塗料等製造施設）	年間総生産能力 1000t
大阪府	物の製造の用に供する施設（揮発性の高い有機化合物を使用し、又は生成するものに限る。）	施設容量 200l
米国	合成有機化学製造業（工場からのリーク、反応工程）、高分子化合物製造業	年間設計生産量 1,000t
	合成繊維製造施設	年間設計生産量 500t
	磁気テープ製造のコーティング工程	年間溶剤使用量 38m ³
	合成有機化学製造業（蒸留工程）	なし
EU	動物性・植物性油脂製造業	年間消費量 10t
	天然・合成ゴム製造業	年間消費量 15t
	医薬品製造業	年間消費量 50t
	塗料・インキ・接着剤製造業	年間消費量 100t

3. 工業用洗浄施設及び洗浄後の乾燥施設

条例・諸外国の制度	対象施設	裾きり要件
埼玉県	使用施設（洗浄、乾燥施設）	炭化水素類等 1 日使用量（1 事業所合計）500kg 又は炭化水素類等に含まれる揮発性物質の 1 ヶ月使用量（1 事業所合計）5,000kg
千葉県	使用施設（金属等表面処理等炭化水素を使用する施設及び作業工程（乾燥に係る施設及び作業工程を含む。））	炭化水素発生量の合計量（1 事業所合計）500kg/月（既設は 1000kg/月）
大阪府	物の製造の用に供する溶剤洗浄施設（揮発性の高い有機化合物を使用するものに限る。）	洗浄槽の液面面積 0.5m ²
EU	表面洗浄 （発癌性等を有する物質の使用時）	年間溶剤使用量 1t
	表面洗浄 （上記以外の物質使用時）	年間溶剤使用量 2t

4 . 印刷施設及び印刷後の乾燥・焼付施設

条例・諸外国の制度	対象施設	裾きり要件
埼玉県	使用施設（印刷の用に供する施設（印刷、乾燥又は焼付けを行う施設をいう。））	炭化水素類等 1 日使用量（ 1 事業所合計 ） 500kg 又は炭化水素類等に含まれる揮発性物質の 1 ヶ月使用量（ 1 事業所合計 ） 5,000kg
大阪府	物の製造に係る印刷の用に供する施設で、次に掲げるもの	
	イ グラビア印刷に係る乾燥施設	シリンダー幅が 1,000mm 以上のグラビア印刷機 2 台
	ロ 金属板印刷（塗装工程に限る。）に係る乾燥・焼付施設	排風能力 10m ³ /分
	ハ オフセット輪転印刷（ヒートセット型に限る。）に係る乾燥施設	排風能力 10m ³ /分
米国	輪転グラビア印刷、軟質ビニル、ウレタンの塗装・印刷	なし
E U	ヒートセットオフセット輪転印刷、その他グラビア、フレキソ、ロータリースクリーン印刷、ワニスの塗布	年間消費量 15t
	出版（輪転）グラビア	年間消費量 25t
	繊維・ボール紙用ロータリースクリーン印刷	年間消費量 30t

5 . 貯蔵施設

条例・諸外国の制度	要件・適用除外	裾きり要件
埼玉県	貯蔵用屋外タンク（炭化水素類を）	容量 500kl
千葉県	屋外タンク貯蔵所（炭化水素）	容量 500kl（既設は 1000kl）
大阪府	貯蔵施設（揮発性の高い有機化合物を貯蔵するものに限る。ただし、温度が摂氏 15 度で圧力が 1 気圧の状態において気体状の有機化合物を貯蔵するものを除く。）	容量 50kl
米国	貯蔵タンク（揮発性液体有機化合物、蒸気圧 3.5kPa 以上）	容量 75m ³
E U	貯蔵施設（石油類、リード蒸気圧 27.6kPa 以上）	なし

6 . 接着剤使用施設及び使用後の乾燥・焼付施設

条例・諸外国の制度	要件・適用除外	裾きり要件
埼玉県	使用施設（接着の用に供する施設（接着又は乾燥を行う施設をいう。））	炭化水素類等 1 日使用量（1 事業所合計）500kg 又は炭化水素類等に含まれる揮発性物質の 1 ヶ月使用量（1 事業所合計）5,000kg
千葉県	使用施設（接着等炭化水素を使用する施設（乾燥に係る施設及び作業工程を含む））	炭化水素発生の 1 ヶ月合計量（1 事業所合計）500kg（既設は 1000kg）
大阪府	物の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	排風機的能力 10m ³ /分
E U	接着剤を使用する産業、木・プラスチックのラミネーション	年間溶剤使用量 5t
	木材への含浸	年間溶剤使用量 25t